受講対象となる



- 信号無視
- 2 通行禁止違反
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反 (徐行違反)
- 4 通行区分違反
- ⑤ 路側帯における通行方法違反
- (6) 遮断踏切立入り
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等
- **8** 交差点優先車妨害等
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩ 指定場所一時不停止等
- ① 歩道通行時の通行方法違反
- ⑩ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- ⑱ 酒酔い運転
- (1) 安全運転義務違反

自転車も 交通ルールを 守らなければ なりません!



上記以外にも法令違反があった場合には、 交通違反として指導取締り等を受ける ことがあります。

自転車運転者講習制度が施行 (平成27年6月1日)

自転車乗用中に信号無視等の危険行為を行い、

交通違反による取締り または 交通事故 で

3年以内に2回以上摘発された場合

※刑事罰の対象となる14歳以上 ※県内・県外を問わない

公安委員会の受講命令

3か月以内の指定された期間内



白転車運転者 講習を受講

受講場所:警察本部等 受講時間:3時間 受講手数料:5.700円

受講命令に 従わなかった場合



5万円以下の罰金

〈自転車損害保険〉…事故に備えを

自転車でも交通事故を起こせば、損害賠 償など民事上の責任を問われることが あります。万が一の事故に備えて、保険 に加入しましょう。

また、自転車安全整備店で購入、点検整 備をした自転車に貼られるTSマークに は、1年間有効の付帯保険があります。 年に1回点検整備を受けましょう。



安心・安全の

歌って覚える 自転車安全利用五則

[5Song]







www.police.pref.saitama.lg.jp/



一般財団法人 埼玉県交通安全協会

一般財団法人 埼玉県交通教育協会

一般社団法人埼玉県指定自動車教習所協会

一般社団法人、埼玉県安全運転管理者協会



しっかり守ろう!!! [三

車道では、前後左右の車の動きに注意しましょう。

車道の左端に沿って走りましょう。



路側帯の通行



自転車を含む軽車両の 路側帯通行に関する 規定の整備

※道路交通法17条の2

自転車等軽車両が通行できる 路側帯は、道路の左側部分に 設けられた路側帯に限ります。 この場合、歩行者の通行を妨 げないように進行しなければ なりません。



は歩行者優先で、

歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、 一時停止をしなければなりません。

普通自転車の運転者が

歩道を通行することができる場合

- ●歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識が
- ■13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者 や身体の不自由な人が普通自転車を運転 しているとき。
- ■道路工事や連続した駐車車両などのため に車道の左側部分を通行することが困難 な場合や著しく自動車などの交通量が多 く、かつ車道の幅が狭いなどのために追越 しをしようとする自動車などとの接触事 故の危険がある場合など、普通自転車の 通行の安全を確保するためやむを得ない と認められるとき。



安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

自転車も「飲んだら乗らない」 「乗るなら飲まない」を守りましょう。

夜間はライトを点灯

自転車の側面にも、 反射材を付けましょう。

交差点での信号遵守と -時停止·安全確認

信号機を守り、 交差点では一時停止をして、 左右の安全を確認しましょう。



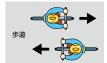
補助いす等で幼児を自転車に 同乗させるときは、ヘルメットを かぶらせるようにしましょう。



傘さし運転等は禁止 傘さしや、イヤホンの使用、

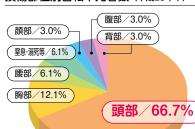
携帯電話の使用も禁止さ れています。危険ですから やめましょう。

歩道の中で、自転車同士 がすれ違う場合は お互いを右に見て すれ違います。



自転車用ヘルメットを着用しましょう

損傷部位別自転車死者数 (平成28年中)



頭	部	22人
胸	部	4人
腰	部	2人
窒息·決	弱死等	2人
顔	部	1人
腹	部	1人
背	部	1人
合	計	33人

頭部負傷により亡くなった方が6割以上を占めています。

交通ルールを守りましょう

違反別自転車死傷者数 (平成28年中)

違反なし/15.0%

違反あり/85.0%

違反あり	6,768人
違反なし	1,198人
승 計	7.966人

自転車死傷者のうち、 9割近くで違反が見受け られました。

※違反別では、安全不確認が 3割以上を占め最も多い。

自転車の主な禁止事項

無灯火運転

道路交通法第52条第1項

1 月 5万円以下の罰金(過失も同じ)

二人乗り運転 道路交通法第57条第2項



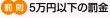
※幼児二人同乗用自転車、道路交通法 施行細則(第8条第1号ア)を除く。

道路交通法第19条

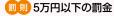


2万円以下の罰金又は科料

携帯電話等の使用運転 道路交通法施行細則第10条第6号



イヤホーン等の使用運転 道路交通法施行細則第10条第7号



傘さし運転

道路交通法施行細則第10条第4号

罰則 5万円以下の罰金





















